

豊後高田市ランドセル購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の児童の就学を支援したいという寄附者の意向に基づき、当該寄附額の範囲において、ランドセルの購入費用の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、もって、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 ランドセル購入助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、豊後高田市に住所を有し、かつ、当該交付を受けようとする年（以下「基準年」という。）の4月2日から翌年4月1日までの間において満6歳を迎える児童（以下「対象児童」という。）の保護者であって、次に該当する者とする。

(1) 基準年の12月1日現在において、豊後高田市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成24年豊後高田市条例第22号）に規定する受給資格者証の交付を受けている者

(2) 前号に類する事情にあり、かつ、現に対象児童を扶養している者であって、市長が必要と認めるもの

(対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、助成対象者がランドセルの購入に要した費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は対象児童1人につき2万円とし、その交付は1回限りとする。

(助成金の申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ランドセル購入助成金交付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合においては、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行し、令和2年度以降、小学校に入学する児童について適用する。